

第一期中期計画の変更について

(初診・再診に係る選定療養費の徴収について)

1 経緯

(1) 病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、一般病床200床以上の病院については、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する患者から特別の料金（選定療養費）を徴収することができる。

長野市民病院では、特別初診料として3,000円（税込み）を徴収している。

(2) 平成28年度の診療報酬改定では、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する患者等から特別の料金として、初診時に5,000円（歯科は3,000円）、再診時に2,500円（歯科は1,500円）以上の金額の徴収が義務付けられた。

(3) 平成30年度の診療報酬改定では、上記規定の対象となる地域医療支援病院の病床数が400床以上に拡大されたことから、長野市民病院においても、当該選定療養費の徴収を開始する必要がある。

2 初診・再診に係る選定療養費の金額設定について

(1) 金額（税込み）

初診時		再診時	
他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する患者		他の病院または診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、引き続き受診を希望する患者	
医科	歯科	医科	歯科
5,400円	3,240円	2,700円	1,620円

(2) 根拠

長野二次医療圏では、長野市民病院と同じ地域医療支援病院である長野赤十字病院が平成28年度より上記の額を徴収していることから、同様の金額設定とする。

また、県内の他の地域医療支援病院では、相澤病院、信州上田医療センター、諏訪赤十字病院等が上記同額を徴収している（平成30年4月末現在）。

(3) 選定療養費を徴収しない診療

救急の患者、公費負担医療の対象患者、自施設の他の診療科を受診中の患者、医科と歯科の間で院内紹介した患者、特定健診等の結果により精密検査の指示があった患者等

3 中期計画の変更について

地方独立行政法人長野市民病院中期計画の「第11 料金に関する事項」に初診時及び再診時の選定療養費を定める。また、これまでの特別初診料は、廃止する。

4 実施予定時期

平成30年8月1日から